

前 金	部分払い
(有) 無	0 回

令和6年度水一水施第2号

白山真見二俣ポンプ場ほか2施設送水ポンプ等更新工事

設 計 書

津市上下水道事業局
一志事業所

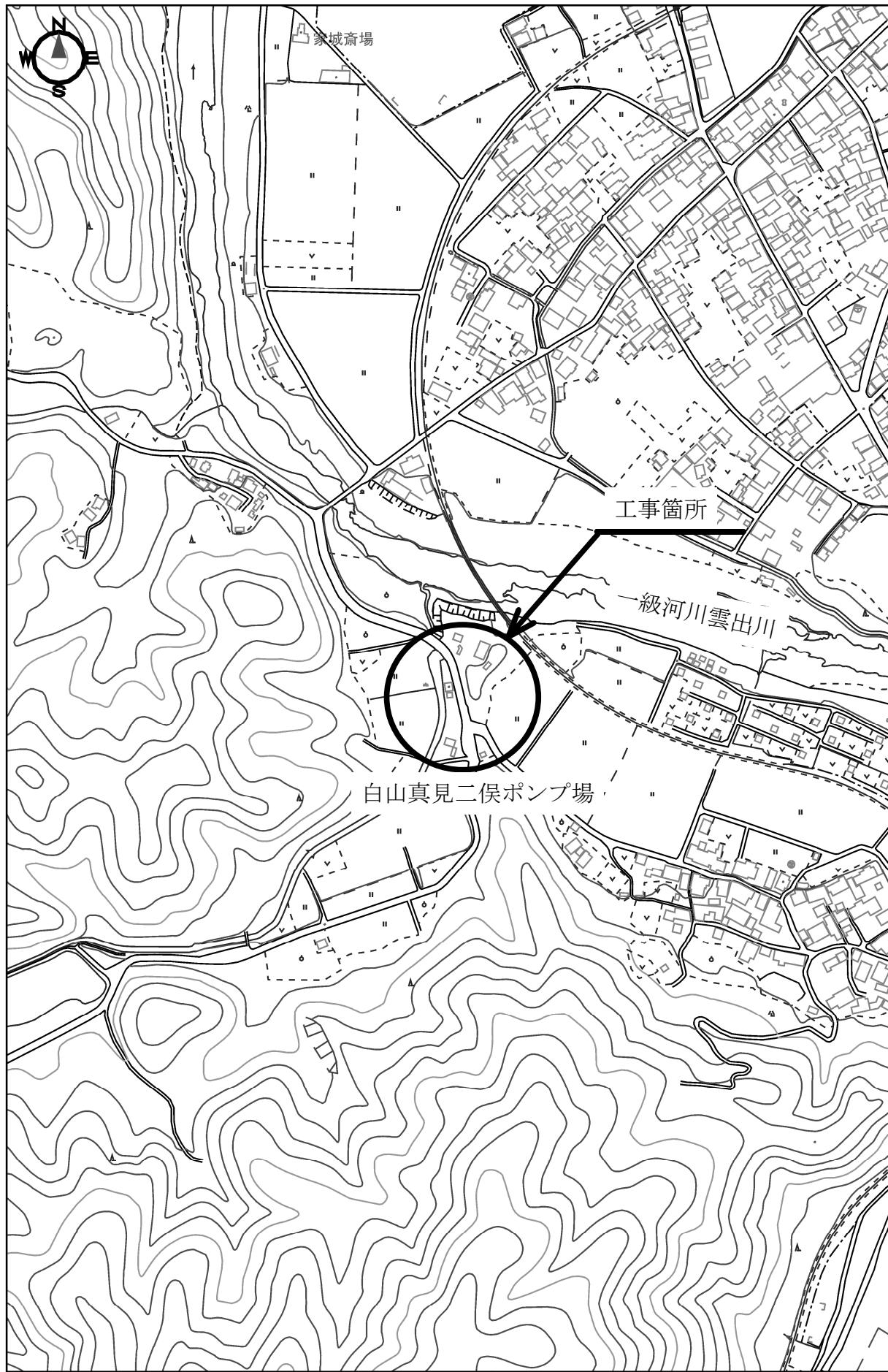
令和 6 年度 水一水施 第2号	工 事 設 計 書	局 長
工 事 名	白山真見二俣ポンプ場ほか2施設送水ポンプ等更新工事	局 次 長
施 工 場 所	津市白山町真見ほか2町 地内	所 長
設 計 金 額	¥ (内消費税等相当額)	検 算 者
工 期	令和7年5月23日限り	設 計 者
工 事 の 大 要		

送水ポンプ等更新工事

多段渦巻ポンプ(口径40mm)	2 台
立型多段ポンプ(口径80mm)	2 台
多段渦巻ポンプ(口径80mm)	2 台
次亜注入ポンプ	1 台

位置図

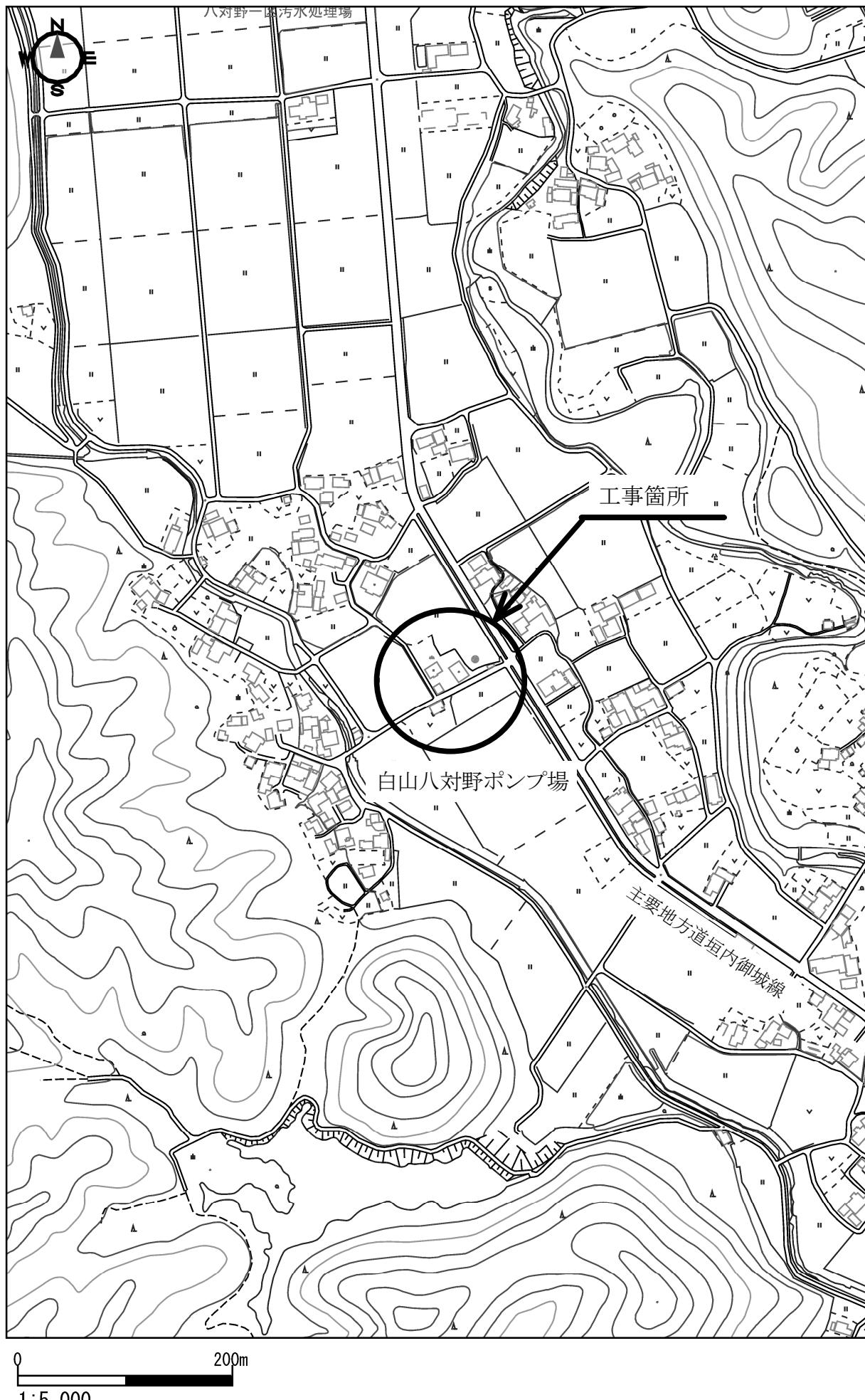
令和6年度水一水施第2号
白山真見二俣ポンプ場ほか2施設
送水ポンプ等更新工事



0 200m
1:5,000

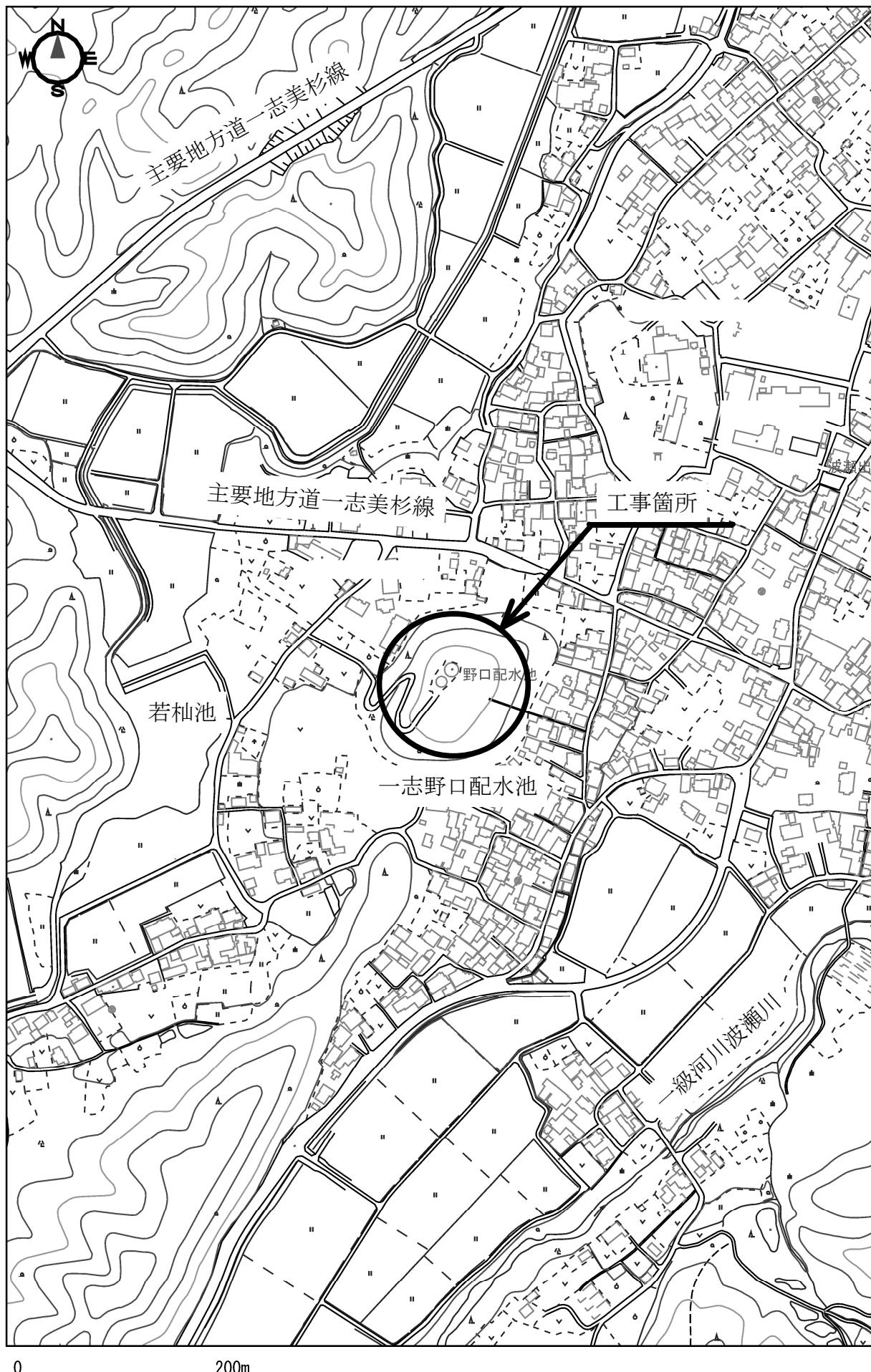
位置図

令和6年度水一水施第2号
白山真見二俣ポンプ場ほか2施設
送水ポンプ等更新工事



位置図

令和6年度水一水施第2号
白山真見二俣ポンプ場ほか2施設
送水ポンプ等更新工事



0 200m
1:5,000

内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本工事費				1	式	—	—	
	機器費			1	式	—		明細表第 1 号のとおり
		直接工事費		1	式	—	—	
			材料費	1	式	—		明細表第 2 号のとおり
			労務費	1	式	—		明細表第 3 号のとおり
			複合工費	1	式	—		明細表第 4 号のとおり
			直接経費	1	式	—		明細表第 5 号のとおり
			仮設費	1	式	—		
		計 (直接工事費)						
		間接工事費		1	式	—	—	
			共通仮設費	1	式	—		明細表第 6 号のとおり
			現場管理費	1	式	—		
			据付間接費	1	式	—		
		計 (間接工事費)						
	計 (据付工事原価)							
	計 (工事原価)							
	一般管理費等			1	式	—		

內訛表

明 細 表

第 1 号

明細表

第2号

種別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
材料費				1	式	——	——	
	【二俣送水ポンプ】 2F逆止弁(スマレンスキ式) スマレンスキ式 40A JIS20K SCS相当			2	個			
	2F外ネジ式手動仕切弁 40A JIS20K SUS相当			2	個			
	曲管(90°) 40A JIS20K 210L×390L SUS Sch20S 空気抜付			2	本			
	異径曲管(90°) 40A×50A JIS20K 700L×300L SUS Sch20S			2	本			
	2F異径曲管(90°) 40A×50A JIS10K/JIS20K 100L×290L SUS Sch20S			2	本			
	溶接フランジ 40A JIS20K SUS			6	枚			
	溶接フランジ 50A JIS20K SUS			2	枚			
	フランジ継手材 BNP(SUS) 40A JIS20K			8	組			
	フランジ継手材 BNP(SUS) 50A JIS20K			4	組			
	フランジ継手材 BNP(SUS) 40A JIS10K			2	組			
	配線用遮断器 125AF 125A			2	個			
	(電動機取付用) プルボックス 150×150×100 SUS製			2	個			
	【真見加圧ポンプ】 2F逆止弁(スマレンスキ式) 80A JIS10K SCS相当			2	個			
	2F外ネジ式手動仕切弁 80A JIS10K SUS相当			2	個			
	異径曲管(90°) 100A×80A JIS10K 480L×544L SUS Sch20S			2	本			
	2F曲管(90°) 80A JIS10K 138L×138L SUS Sch20S			2	本			

明細表

第 2-2 号

種別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
	溶接フランジ 100A JIS10K SUS			2	枚			
	溶接フランジ 80A JIS10K SUS			2	枚			
	フランジ継手材 BNP(SUS) 100A JIS10K			2	組			
	フランジ継手材 BNP(SUS) 80A JIS10K			10	組			
	配線用遮断器 125AF 125A			2	個			
	(電動機取付用) プルボックス 150×150×100 SUS製			2	個			
	(ケーブル・電線類) CV 14sq-3c			23.7	m			
	600V IV 14sq			14.9	m			
	ケーブル・電線類付属材料費			1	式	—		
	(電線管類) 金属可とう 電線管	φ 50		3.3	m			
	同電線管付属材料費			1	式	—		
	【八対野低区加圧ポンプ】 2F逆止弁(スマレンスキ式) 80A JIS10K SCS相当			2	個			
	2F外ネジ式手動仕切弁 80A JIS10K SUS相当			4	個			
	1F異径直管(片フランジ型) 100A×80A JIS10K 632L SUS Sch20S			2	本			
	2F曲管(90°) 100A JIS10K 262L×700L×262L SUS Sch20S 空気抜付			2	本			
	2F直管 100A JIS10K 1740L SUS Sch20S			2	本			
	2F直管 80A JIS10K 160L SUS Sch20S			2	本			

明 細 表

第 2-3 号

種 別	細 別	材 料	形 状 尺 法	數 量	単 位	単 價	金 額	摘要
	曲管(90°) 80A JIS10K 257L×210L SUS Sch20S			2	本			
	1F直管(片フランジ型) 125A JIS10K 785L SUS Sch20S			1	本			
	1F直管(片フランジ型) 125A JIS10K 2550L SUS Sch20S			1	本			
	3F異径チーズ継手 125A×125A×80A JIS10K 465L×200L SUS Sch20S			2	本			
	2F伸縮可とう管 125A JIS10K SUS ゴム製 常用圧力1.0MPa			1	個			
	閉止フランジ 125A JIS10K SUS			1	枚			
	溶接フランジ 125A JIS10K SUS			2	枚			
	溶接フランジ 100A JIS10K SUS			2	枚			
	溶接フランジ 80A JIS10K SUS			4	枚			
	フランジ継手材 BNP(SUS) 125A JIS10K			6	組			
	フランジ継手材 BNP(SUS) 100A JIS10K			6	組			
	フランジ継手材 BNP(SUS) 80A JIS10K			14	組			
	配線用遮断器 125AF 125A			2	個			
	(電動機取付用) プルボックス 200×200×100 SUS製			2	個			
	(電線管類) 金属可とう 電線管	φ 24		4.4	m			
	同電線管付属材料費			1	式	——		
	補助材料費			1	式	——		

明 細 表

第 2-4 号

明 細 表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単 価	金 額	摘 要
労務費				1	式	—	—
	一般労務費			1	式	—	—
	普通作業員				人		
	設備機械工				人		
	配管工				人		
	溶接工				人		
	電工				人		
	小計 (一般労務費)						
	技術労務費			1	式	—	—
	機械設備据付工				人		
	電気通信技術者				人		
	小計 (技術労務費)						
	計 (労務費)						

明 細 表

第 4 号

明 細 表

第 5 号

明 細 表

第 6 号

明 細 表

第 7 号

令和6年度水一水施第2号

白山真見二俣ポンプ場ほか2施設送水ポンプ等更新工事

仕 様 書

津市上下水道事業局
一志事業所

第 1 章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市上下水道事業局が発注する次の工事に適用する。

- (1) 工事名 白山真見二俣ポンプ場ほか2施設送水ポンプ等更新工事
- (2) 施工場所 津市 白山町真見ほか2町 地内

2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 建設業法
- (2) 水道法
- (3) 消防法
- (4) 計量法
- (5) 労働基準法
- (6) 労働安全衛生法
- (7) 建築基準法
- (8) 建設リサイクル法
- (9) 三重県公共工事共通仕様書
- (10) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- (11) 電気事業法
- (12) 電気用品安全法
- (13) 日本電気協会内線規程（JEAC）
- (14) 電気規格調査会規格（JEC）
- (15) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (16) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (17) 日本電池工業会規格（SBA）
- (18) 日本照明工業会規格（JLMA）
- (19) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (20) 日本溶接協会規格（WES）
- (21) 日本産業規格（JIS）
- (22) 日本水道協会発行水道工事標準仕様書（JWWA）
- (23) 日本下水道事業団（JS）発刊基準類
- (24) 上記に記載なきものは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）
- (25) その他関係法令、条例及び規格等

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議のうえ決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、発注者の監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1)騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

(2)地下水のかん養（雨水浸透等）

(3)建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

(4)廃棄物の適切な処分

(5)その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

6 軽微な変更

軽微な変更については、発注者の監督員の指示によるものとする。本仕様書及び図面に記載していない場合であっても、設備の機能、保安及び法規上必要なものはすべて受注者の負担で完備するものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設营造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するもの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

(1)着手時に提出するもの（契約日から7日以内）

ア	工事着手届	1部
イ	現場代理人及び主任（監理）技術者選任届	1部
ウ	工程表	1部
エ	工事カルテ登録内容確認書（500万円以上）	1部
オ	環境管理に係る配慮事項確認書（750万円以上）	1部
カ	「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」に基づく 計画書、実施書類（必要な場合）	1部
キ	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（必要な場合）	1部
ク	建設業退職金共済掛金収納書	1部

(2)工期内に適時提出するもの

ア	打合せ議事録（工事打合簿）	※下記事項に付随して2部提出又必要部数
イ	施工計画書（30日以内）	2部
ウ	施工体制台帳の写し（必要な場合）	2部
エ	部分下請負通知書（必要な場合）	2部
オ	承諾図書	2部

カ	段階確認書（随时）	2部
キ	機器（材料）確認調書	2部
ク	使用材料調書	2部
ケ	工事履行状況報告書（翌月4日以内）（必要な場合）	2部
コ	諸官庁届出書（必要な場合）	必要部数
サ	工事検査要求書（必要な場合）	2部
シ	社内検査要領書（検査前）	2部
ス	社内検査成績表（検査後）	2部
セ	施工要領書（図面含む）	2部
ソ	試運転要領書（試運転前）	2部
タ	試運転成績表（試運転後）	2部
チ	安全教育、研修・訓練報告書等（提出を求めた場合）	2部
ツ	その他必要な書類	必要部数

(3) 完成時に提出するもの

ア	完成報告書	2部
イ	工事完成写真（主要な部分を抜粋したもの）	2部
ウ	完成図書 製本（金文字・黒表紙）	4部
エ	工事写真帳（全体）	1部
オ	施工監理記録	1部
カ	電子データ（完成図書データ・写真のCDを完成図書に挟み込み）	1部
キ	その他必要な書類	必要部数

10 試験及び検査

- (1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- (2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。
- (3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。
- (4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

(1) 写真の分類

ア 施工前、施工中及び完成（同一アングルにて撮影のこと）の3種類を撮影し、A4縦用紙に、上（施工前）・中（施工中）・下（完成）の順に配する。

イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）
 ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）
 エ 安全管理写真
 オ 材料検収写真
 カ 品質管理写真
 キ 出来形管理写真

(2) 写真の色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

(3) 写真の撮影基準

ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。また、デジタルカメラ使用の場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に基づいて行うものとする。

イ 不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

ウ 写真には、下記の項目を記載した小黒板（電子黒板）を被写体と共に写しこむこと。

- ① 工事名
- ② 発注者名（津市上下水道事業管理者）
- ③ 施工部名
- ④ 施工内容（工種、機材名、寸法、使用機械の能力等）
- ⑤ 受注者名

12 施工管理

- (1)受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策及び安全教育を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2)受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (3)機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4)受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 作業主任者の選任

- (1)受注者は、労働災害を防止するため、作業主任者を選任すべき作業において作業主任者を選任し、必要な指揮・点検・監視等を行うこと。
(例) 足場の組立て等作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、ガス溶接作業主任者、有機溶剤作業主任者、あと施工アンカー、クレーン、玉掛け作業等
- (2)上記に係る免許証又は講習修了書等の写しを発注者に提出すること。

14 衛生管理

- (1)施工箇所の衛生管理には十分に注意すること。また、池内及びその上部での油脂や薬剤等飲料水に不適なものは使用しないこと。周囲で使用する場合にあっても、発注者と協議のうえ決定すること。
- (2)作業従事者は、必要により水道法第21条による健康診断（検便）を受け、その診断結果を発注者に提出し、承諾を得て従事すること。（有効期間は概ね6か月以内）

15 埃工

(1)施設等の受け渡し（引き渡し）

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

(2)技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

(3)保証

ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。

イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を行わなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

16 疑義

- (1)本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会（照査）し、説明を受けること。
- (2)施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

17 その他

- (1)本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2)受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3)別紙、特記仕様書（共通）参照

第2章 特記仕様

1. 工事の概要

本工事は、津市の上水道施設である白山真見二俣ポンプ場、白山八対野ポンプ場及び一志野口配水池において送水ポンプ等の更新工事を行うものである。

2. 工事内容

本工事は白山真見二俣ポンプ場、白山八対野ポンプ場及び一志野口配水池の配水設備であり、送水ポンプ等の更新、電気配線、試運転調整を下記のとおり行うものである。

(1) 白山真見二俣ポンプ場

- ・ 1号二俣送水ポンプ×1台の更新
- ・ 2号二俣送水ポンプ×1台の更新
- ・ 1号及び2号二俣送水ポンプ付帯設備（仕切弁・逆止弁・各配管等）の更新
- ・ 1号真見加圧ポンプ×1台の更新
- ・ 2号真見加圧ポンプ×1台の更新
- ・ 1号及び2号真見加圧ポンプ付帯設備（仕切弁・逆止弁・各配管等）の更新

(2) 白山八対野ポンプ場

- ・ 3号低区加圧ポンプ×1台の更新
- ・ 4号低区加圧ポンプ×1台の更新
- ・ 3号及び4号低区加圧ポンプ付帯設備（仕切弁・逆止弁・各配管等）の更新

(3) 一志野口配水池

- ・ 次亜注入ポンプ×1台の更新

(4) 上記(1)～(3)に係る撤去、据付、電気配線、試運転調整

3. 荷造り及び運搬

(1) 各機器は検査を行った後、荷痛みの無い様十分な、荷造りを行い、現地へ搬入する。

（輸送費は機器費に含む。）

(2) 搬入に際して各機器に損傷の無い様特に注意を払い、運搬中に不測の事故が生じた場合はすべて受注者の負担とする。

4. 撤去・据付

(1) 設備を運転しながらの工事となるため1台ずつ更新とし、設備停止可能時間を考慮し施工すること。また、極力断水しないよう工夫し施工すること。

(2) 更新される配管寸法は、参考機器及び材料を元にした数値であり納入される機器により配管長を調整すること。ただし、調整に係る費用は受注者負担とする。

(3) 機器の据付にあたっては、十分な経験と技術を習得した専門技術者を配慮し、その機能の性能や機能を損なうことのないよう、十分注意して行わなければならない。

(4) 据え付け完了後、速やかに監督員の検査を受け運転をさせること。

(5) 配水に管内濁りが混入しない様、十分に対応すること。

5. 試験・検査

- (1) 各機器は製作工場にて組み立て完了後適用規格に準拠して各種試験及び検査を行うものとする。
- (2) 各機器の仕様については同等品可とする。
- (3) 配管・弁類については、日本水道協会（認定工場）の検査を必要とする（現合管も対象とする）。

6. 機器仕様

(1) 白山真見二俣ポンプ場

ア 二俣送水ポンプ (参考機器：株荏原製作所 40MSH5611)

数量	2台	(1号、2号送水ポンプ)
型式	多段渦巻ポンプ	
取扱液	清水	
口径	40 mm	
呼び圧力	吸込側 JIS10K・吐出側 JIS20K	
性能	:	

吐出量	0.06 m ³ /min
全揚程	175m

回転速度	: 3550 rpm
材質	: ケーシング FC200 相当 (吐出のみ FCD400 相当)
	羽根車 CAC406 相当
	主軸 S35C 相当
	軸スリーブ CAC406 相当
構造	: 羽根車 クローズド
	軸封 グランドパッキン
	軸受 スリーブベアリング (油潤滑)
電動機形式	: 全閉外扇形・IP44 (屋内)
極数	: 2極
相・電圧・定格出力	: 3相 60Hz × 220V × 11kW
起動方式	: スターデルタ方式
付属品	: 共通ベース (基礎ボルト付) × 2組
	フライホイールカップリング (参考GD ² = 2.0 kgf · m ²) × 2組
	フライホイールカップリングガード × 2組
	隔膜式グリセリン入り圧力計 (バルブ等含む)
	レンジ 0 ~ 2.5 MPa 程度 × 2組
	隔膜式グリセリン入り連成計 (バルブ等含む)
	レンジ 0 ~ 1.0 MPa 程度 × 2組
	(付属品 撤去・据付含む)
ポンプ基礎	: ベース撤去据付に伴う基礎はつり t = 30mm × 2か所
	打設 t = 30mm × 2か所
既設	: 株荏原製作所 40MSH5611

イ プルボックス : 150×150×100 SUS製 ×2個
 ※電動機取付用 別途材料費計上

ウ 配線用遮断器 : 125AF 125A 警報接点付 ×2個

エ 配管材料等

部品名	仕様	数量 (1号側)	数量 (2号側)	計	単位
2F逆止弁 (スモレンスキ式)	スモレンスキ式 口径: 40mm JIS20K 面間: 290L 材質: SCS13 相当 弁体: SCS13 相当 弁座: SCS13 相当	1	1	2	個
2F外ネジ式手動仕切弁	外ネジ式 口径: 40mm JIS20K 面間: 190mm 材質: SUS 相当	1	1	2	個
曲管 (90°)	口径: 40mm JIS20K Sch20S 材質: SUS 相当 210L×390L (90°) 空気抜用 15Aソケット及びバルブ、プラグ含む ※両フランジとも現場合わせ	1	1	2	本
異径曲管 (90°)	口径: 40mm×50mm JIS20K Sch20S 材質: SUS 相当 700L×300L (90°) ※両フランジとも現場合わせ	1	1	2	本
2F異形曲管 (90°)	口径: 40mm×50mm JIS10K (ポンプ吸込側) JIS20K Sch20S 材質: SUS 相当 100L×290L (90°)	1	1	2	本
溶接フランジ	口径: 40mm JIS20K 材質: SUS 相当	3	3	6	枚
溶接フランジ	口径: 50mm JIS20K 材質: SUS 相当	1	1	2	枚
フランジ継手材	BNP (SUS) 口径: 40mm	4	4	8	組

	J I S 2 0 K				
フランジ継手材	B N P (S U S) 口径：5 0 mm J I S 2 0 K	2	2	4	組
フランジ継手材	B N P (S U S) 口径：4 0 mm J I S 1 0 K	1	1	2	組

※現物合わせの配管長さは既設寸法に+100mmしたものとする。

オ その他必要なもの 一式

カ 真見加圧ポンプ (参考機器：(株)荏原製作所 80EVML2611E)

数量 : 2台 (1号、2号加圧ポンプ)

型式 : 立型多段ポンプ

取扱液 : 清水

口径 : 80mm

呼び圧力 : 吸込側 J I S 1 0 K・吐出側 J I S 1 0 K

性能 :

吐出量	0. 45 m ³ /min	0. 90 m ³ /min
全揚程	66m	44m

回転速度 : 3490 rpm

材質 : ケーシング S U S 3 1 6 相当 (下部S C S 1 4 相当)

羽根車 S U S 3 1 6 相当

主軸 S U S 3 1 6 相当

軸スリーブ S U S 3 1 6 相当

構造 : 羽根車 クローズド

軸封 メカニカルシール

軸受 スリーブ軸受

電動機形式 : 全閉外扇形・I P 4 4 (屋外)

極数 : 2極

相・電圧・定格出力 : 3相 60Hz × 220V × 11kW

起動方式 : スターデルタ方式

付属品 : 共通ベース (基礎ボルト付) × 2組

隔膜式グリセリン入り圧力計 (バルブ等含む)

レンジ 0～1.5 MPa 程度 × 2組

隔膜式グリセリン入り連成計 (バルブ等含む)

レンジ -0.1～0.2 MPa 程度 × 2組

(付属品 撤去・据付含む)

ポンプ基礎 : ベース撤去据付に伴う基礎はつり t = 30mm × 2か所

打設 t = 211mm × 2か所

既設 : 株荏原製作所 80VMS2611

キ プルボックス : 150×150×100 SUS製 ×2個
※電動機取付用 別途材料費計上

ク ケーブル・電線類 : 電動機取付位置変更のため更新
CV 14sq-3c 23.7m
600V IV 14sq 14.9m

ケ 金属可とう電線管 : 電動機取付位置変更のため更新
φ50 3.3m

コ 配線用遮断器 : 125AF 125A 警報接点付 ×2個

サ 配管材料等

部品名	仕様	数量 (1号側)	数量 (2号側)	計	単位
2F逆止弁 (スモレンスキ 式)	スモレンスキ式 口径: 80mm JIS10K 面間: 210L 材質: SCS13 相当 弁体: SCS13 相当 弁座: SCS13 相当	1	1	2	個
2F外ネジ式手 動仕切弁	外ネジ式 口径: 80mm JIS10K 面間: 203mm 材質: SUS 相当	1	1	2	個
異径曲管 (90°)	口径: 100mm×80mm JIS10K Sch20S 材質: SUS 相当 480L×544L (90°) ※両フランジとも現場合わせ	1	1	2	本
2F曲管 (90°)	口径: 80mm JIS10K Sch20S 材質: SUS 相当 138L×138L (90°)	1	1	2	本
溶接フランジ	口径: 100mm JIS10K 材質: SUS 相当	1	1	2	枚
溶接フランジ	口径: 80mm JIS10K 材質: SUS 相当	1	1	2	枚

フランジ継手材	B N P (S U S) 口径：100mm J I S 10K	1	1	2	組
フランジ継手材	B N P (S U S) 口径：80mm J I S 10K	5	5	10	組

※現物合わせの配管長さは既設寸法に+100mmしたものとする。

シ その他必要なもの 一式

(2) 白山八対野ポンプ場

ア 低圧加圧ポンプ (参考機器：(株)荏原製作所 80MS3611B)

数量 : 2台 (3号、4号ポンプ)

型式 : 多段渦巻ポンプ

取扱液 : 清水

口径 : 80mm

呼び圧力 : 吸込側 J I S 10K・吐出側 J I S 10K

性能 :

吐出量	0.50m ³ /min	0.80m ³ /min
全揚程	65m	52m

回転速度 : 1800 rpm

材質 : ケーシング FC200 相当

羽根車 CAC406 相当

主軸 S35C 相当

軸スリーブ CAC406 相当

構造 : 羽根車 クローズド

軸封 グランドパッキン

軸受 スリーブベアリング (油潤滑)

電動機形式 : 全閉外扇形・IP44 (屋内)

極数 : 4極

相・電圧・定格出力 : 3相 60Hz × 220V × 11kW

起動方式 : スターデルタ方式

付属品 : 共通ベース (基礎ボルト付) × 2組

カップリング × 2組

カップリングガード × 2組

隔膜式グリセリン入り連成計 (バルブ等含む)

レンジ -0.1 ~ 0.4 MPa 程度 × 2組

レンジ -0.1 ~ 1.0 MPa 程度 × 2組

電極式満水検知器付 (押込用) × 2組

(付属品 撤去・据付含む)

ポンプ基礎 : ベース撤去据付に伴う基礎はつり $t = 30\text{ mm} \times 2$ か所
 打設 $t = 30\text{ mm} \times 2$ か所
 既設 : (株)荏原製作所 80MS III M

イ プルボックス : $200 \times 200 \times 100$ SUS製 $\times 2$ 個
 ※電動機取付用 別途材料費計上

ウ 配線用遮断器 : 125AF 125A 警報接点付 $\times 2$ 個

エ 吸込側既設電動フランジレスバタフライ弁 : 手動仕切弁に更新するため撤去
 (プルボックス、電線、電線管含む)

オ 金属可とう電線管 : 電極式満水検知器電線用
 $\phi 24$ 4.4 m

カ 3号ポンプ吐出側配管基礎 : はつり $t = 263\text{ mm} \times 1$ か所
 打設 $t = 263\text{ mm} \times 1$ か所

キ 配管材料等

部品名	仕様	数量 (3号側)	数量 (4号側)	計	単位
2F逆止弁 (スモレンスキ式)	スモレンスキ式 口径: 80mm JIS10K 面間: 210mm 材質: SCS13 相当 弁体: SCS13 相当 弁座: SCS13 相当	1	1	2	個
2F外ネジ式手動仕切弁	外ネジ式 口径: 80mm JIS10K 面間: 203mm 材質: SUS 相当	2	2	4	個
1F異径直管 (片フランジ型)	口径: 100mm × 80mm 片フランジ型 JIS10K Sch20S 材質: SUS 相当 632L ※片フランジは現場合合わせ	1	1	2	本
2F曲管 (90°)	口径: 100mm 両フランジ型 JIS10K Sch20S 材質: SUS 相当	1	1	2	本

	262L×700L×262L (90°) 空気抜用 15Aソケット及びバルブ、プラグ含む				
2F直管	口径：100mm 両フランジ型 JIS10K Sch20S 材質：SUS 相当 1740L	1	1	2	本
2F直管	口径：80mm 両フランジ型 JIS10K Sch20S 材質：SUS 相当 160L	1	1	2	本
曲管 (90°)	口径：80mm JIS10K Sch20S 材質：SUS 相当 257L×210L (90°) ※両フランジとも現場合わせ	1	1	2	本
1F直管 (片フランジ型)	口径：125mm 片フランジ型 JIS10K Sch20S 材質：SUS 相当 785L ※片フランジは現場合わせ	1	0	1	本
1F直管 (片フランジ型)	口径：125mm 片フランジ型 JIS10K Sch20S 材質：SUS 相当 2550L ※片フランジは現場合わせ	0	1	1	本
3F異径チーズ 継手	口径：125mm×125mm×80mm 3フランジ型 JIS10K Sch20S 材質：SUS 相当 465L×200L	1	1	2	本
2F伸縮可とう 管	(既設参考：西武ポリマ化工株) 125φ×550 ゴム材質 内面NR	1	0	1	個

	外面C R) 口径：125mm 両フランジ型 J I S 1 0 K S U S 相当 ゴム製 常用圧力1.0MPa 面間：500mm				
閉止フランジ	口径：125mm J I S 1 0 K 材質：S U S 相当	0	1	1	枚
溶接フランジ	口径：125mm J I S 1 0 K 材質：S U S 相当	1	1	2	枚
溶接フランジ	口径：100mm J I S 1 0 K 材質：S U S 相当	1	1	2	枚
溶接フランジ	口径：80mm J I S 1 0 K 材質：S U S 相当	2	2	4	枚
フランジ継手材	B N P 口径：125mm J I S 1 0 K 材質：S U S 相当	3	3	6	組
フランジ継手材	B N P 口径：100mm J I S 1 0 K 材質：S U S 相当	3	3	6	組
フランジ継手材	B N P 口径：80mm J I S 1 0 K 材質：S U S 相当	7	7	14	組

※現物合わせの配管長さは既設寸法に+100mmしたものとする。

ク その他必要なもの 一式

(3) 一志野口配水池

ア 次亜注入ポンプ (参考機器：(株)オーヤラックス G T - 8 V)

数量 : 1台
 型式 : モータ駆動式薬液定量ポンプ
 注入薬品 : 次亜塩素酸ナトリウム
 性能 : 12.5mL/min × 1.0MPa
 電源 : A C 1 0 0 V 0.015kW 60Hz
 付属品 : 吸込側ホースφ5軟質PVC × 1m
 吸入防止弁付注入弁 × 1個
 ポンプベース × 1個

既設機器 : (株)オーヤラックス G T - 7

既設吐出側ホース (既設流用) : φ6 × φ11 PVC

既設薬液タンク (既設流用) : (株)オーヤラックス Y-100型 × 1基

容量100L

(既設流用：このタンクに合うポンプを使うこと)

イ その他必要なもの 一式

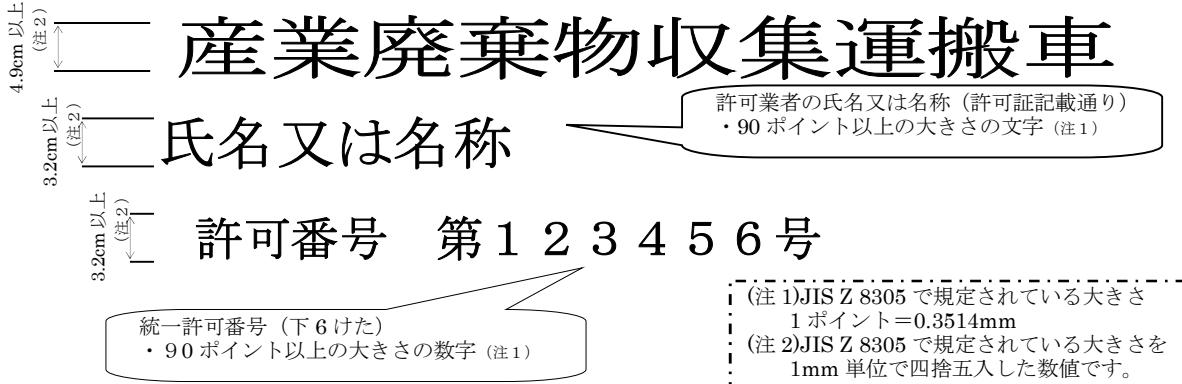
7. 特記仕様

- ・本工事等の設計図書、仕様書に記載する機材等は、詳細にわたり明記されていない事項や、寸法等が多少合致しない場合等で変更をする場合にあっても工事の目的等の性格上、当然必要なものとして、全て受注者の負担とする。
- ・本工事等の図面は、参考図であり、施工現場と本図に相違がある場合にあっては相違箇所を再調査後、市監督員と協議のうえ詳細を決定すること。
- ・受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- ・設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。
- ・上記事項においては、工事等打合簿により発注者に提出（承諾）を得ること。
- ・別紙、特記仕様書（施工条件明示一覧表）参照。
- ・異種金属による接合部については、電触に対する予防措置を講ずること。
- ・フランジはRF型とする。

第3章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

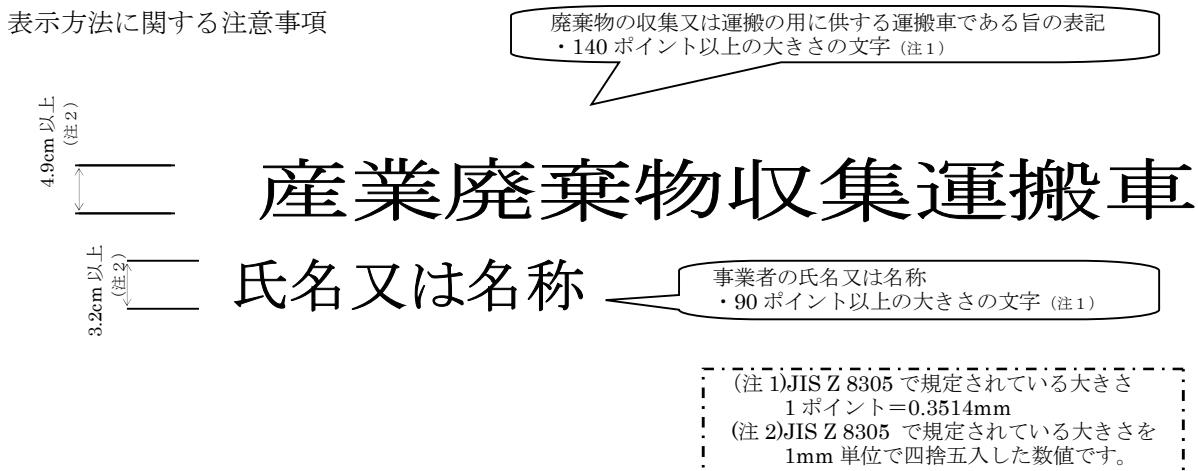
[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け] 産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

※車両の両側



排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

※車両の両側



表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鉛で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取除くこと。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受けることとなるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び表示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年7月

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<p><input type="checkbox"/>交通安全施設等の配置（□別添図等 □その他（ ）） <input type="checkbox"/>別途協議（ ）</p> <p><input type="checkbox"/>交通誘導警備員の配置（□別添図等 □その他（ ）） <input type="checkbox"/>別途協議（ ）</p> <p><input type="checkbox"/>□ 指定路線 <input type="checkbox"/>指定路線以外</p> <p><input type="checkbox"/>□ 交通誘導警備員の配置人員数</p> <p><input type="checkbox"/>□ 概算人数による算出</p> <p>① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。</p> <p>概算延べ人數：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 (注：交通誘導警備員 Aが配置できない場合も変更の対象とする。)</p> <p>② 受注者は、工事着手前、工事着手後、計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、工事が定める作業日当たり標準作業量等を用いて算出するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもつて協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</p> <p>③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。</p> <p><input type="checkbox"/>□ 積上げによる算出</p> <p>配置人員数（人） (うち交通誘導警備員A（人）) (注：配置人員数の変更是原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員 Aが配置できない場合は変更の対象とする。)</p> <p><input type="checkbox"/>□ 交通誘導警備員の配置時間（ ）</p> <p><input type="checkbox"/>□ 交通誘導警備員の配置期間（ ）</p> <p><input type="checkbox"/>□ 交通誘導警備員配置の対象工種（ ）</p>
	<input checked="" type="checkbox"/> 定期安全研修・訓練等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等は、工事着手後、作業員全員（交通誘導警備員含む）の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施する。また、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施する事も出来る。なお、安全管理及び安全訓練等の実施状況を記録した資料及び写真を整備及び保管し、監督員及び検査員に提示すること。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p><input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等は、以下に示す項目の具体的な計画を作成し施工計画書へ記載すること。</p> <p>(1) 工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画 (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。</p> <p>① 月当たり半日以上の時間を割り当てた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 ② 資機材搬入者等一時入場者への工事現場内説明方法 ③ 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 ④ KV及び新規入場者教育の方法 ⑤ 場内整理整顿の実施 ⑥ その他安全に関する取組み</p> <p><input type="checkbox"/> 安全巡視者を定め、安全巡視者はその所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設設備等の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めること。また、安全巡視、KV活動、TBW等の実施状況を記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。</p>
	<input checked="" type="checkbox"/> 安全巡視等	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容	
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 災害防止協議会（安全衛生協議会）の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 下請け契約を締結する場合には、下請負人の工事施工・安全管理の責任者等を含め、災害防止協議会を設置し、作業間の連絡調整を図り、災害防止に努めること。また、協議会は毎月1回以上とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 新規入場者教育	<input checked="" type="checkbox"/> 新規入場者教育等（交通誘導警備員を含む）は、本工事の現場特性を反映した内容で実施すること。また、実施状況がわかる記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり <input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 <input type="checkbox"/> その他（ ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコングリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。	<input type="checkbox"/> 新規入場者教育等（交通誘導警備員を含む）は、本工事の現場特性を反映した内容で実施すること。また、実施状況がわかる記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。
	<input type="checkbox"/> 再生資源利用計画	<input type="checkbox"/> 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 再生資源利用促進計画	<input type="checkbox"/> 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート混和物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 受注者は、産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、産業廃棄物收集運搬業者等、産業廃棄物処分業者等との契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提出すること。
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容 <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 用地及び構造 <input type="checkbox"/> 安全施設	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されたことを確かめることを監督員に提示すること。 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理を受ける事となるときは、発注者と別途協議するものとする。 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理を受ける事となるときは、発注者と別途協議するものとする。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び発注したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
施工条件	施工	<p>津市工事請負契約款、設計図書・別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に對する質問回答書)に明示されていない事項であつても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担において処理すること。</p> <p>工事期間中(養生期間中を含む)の工事箇所に隣接する乗り入れを確保すること。また、受注者は、完成後の乗り入れの形態を所有者に事前に説明し、施工時間の調整を行ふこと。</p> <p>排水構造物の施工中は、常に通水可能な状態を確保すること。また、降雨時等は状況把握に努め、必要に応じて臨機の措置を講じること。</p> <p>受注者は、工事箇所に官民若しくは民民の境界を示すものの(杭、鉄、プレート等)が発見された場合は、オフセット等境界を示すもの的位置が明確となる資料及び状況写真を添付し、施工前に監督員に報告すること。</p> <p>また、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行ふ場合には、地権者の了承を得て着手すること。</p> <p>ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書(三重県HP「三重県の公共事業情報」参照)に準拠すること。</p> <p>現場施工及び、現場走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、運行及び入家に対する分配意すること。万が一被害が生じた場合は、周囲において解消にあたるものとする。</p> <p>既存排水施設等に影響を及ぼす恐れのある濁水(土粒子を多量に含むもの)は、沈砂または濾過施設を通すなど獨りの除去等の行つた後、放流すること。</p> <p>また、万が一環境に影響を及ぼす事態が発生した場合は、受注者の責において解決に当たること。</p>
環境対策		<p>(1) 本工事の現場における現場建設技術センターに委託するため、支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場立会、観察又は検測を行う場合は、業務に協力すること。また、監督員は、工事請負契約書第9条に規定する監督員(面等)の審査に關し説明を求められた場合は、説明に応じる。また、監督員は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、指揮、協議、検査の権限は有しない。</p> <p>(2) 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合は、監督員から直接、指示又は通知があつたものとみなす。</p> <p>(3) 監督員の指示により受注者が監督員に対して行うことは、支援技術者を通じて行うことができる。</p> <p>(4) 本工事を担当する支援技術者については、監督員からその氏名を通知する。</p>
支援技術者		<p>電子メールを活用した情報共有による特記仕様書(三重県HP「三重県の公共事業情報」参照)にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報を電子化する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。</p> <p>電子メールを活用した情報共有による特記仕様書(三重県HP「三重県の公共事業情報」参照)にて監督員に報告を行うこと。実施方法については、津市建設工事電子メールを活用した情報共有による実施要領に基づき、監督員の指示によるものとする。</p>
ICT活用工事	電子メールを活用した情報共有 デジタル工事写真の電子小黒板の使用	<p>「ICT活用工事(土工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(土工, 1,000m未満)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(小規模土工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(小規模土工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(法面工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(法面工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(地盤改良工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(河川浚渫)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(修繕工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(修繕工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(擁壁工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(基盤工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(橋脚・橋台)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(構造物工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「ICT活用工事(構造物工, 橋梁上部)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>「特記仕様書(土木工事編)(受注者希望型)」を適用(津市HP「調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)、週休2日モデル工事の試行について」を参照)</p> <p>「特記仕様書(土木工事編)(発注者指定型)」を適用(津市HP「調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)、週休2日モデル工事の試行について」を参照)</p>
週休2日モデル工事		

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印當該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年7月

明示項目	明示事項	条件及び内容
施工条件	<input type="checkbox"/> 熱中症対策	<input type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書（三重県）に準拠すること。また、「気温の計測方法」「計測結果の報告方法」「具体的な熱中症対策の方法」について施工計画書に記載するとともに、熱中症対策実施後においては、実施状況について真実を添付して報告すること。
	<input type="checkbox"/> 公園内工事	<input type="checkbox"/> 公園利用者の安全確保にため、工事箇所に工事関係者以外が立ち入ることのないよう、注意して施工するものとする。
	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 工事用道路として使用する敷地は、施工期間中及び施工終了時に原形に復旧すること。また、地権者より制約条件、時間的制約等、要望された場合は、速やかに監督員に報告すること。
	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設工事請負契約書の条項第29条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設工事請負契約書の条項第29条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。
	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ）期間（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ）数量（ ）保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ）数量（ ）引渡場所（ ）
	<input type="checkbox"/> 現場発生品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ）年月日その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 砂基盤材料 砂基盤材の規格については、最大粒径20mm以下、且つ0.075mmふるい通過質量百分率0～20%以下とする。 【購入土】掘削土（現場発生土）は、設計図書で示す試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発生土）が埋戻し材料に適している場合は、監督員と協議し、流用土に変更する。 【流用土】掘削土（現場発生土）は、設計図書で示す試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発生土）が流用土に適していない場合は、監督員と協議し、適した材料に変更する。
	<input type="checkbox"/> 埋戻し材料	<input type="checkbox"/> 砂基盤材料
	<input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり	<input type="checkbox"/> 運搬方法（ ）受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 引渡場所（ ）別添図等 <input type="checkbox"/> 数量（ ）運搬距離（L= km）
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場パトロール	<input type="checkbox"/> 公共工事の品質確保の促進を図る目的として、津市政策取務部検査課において、施工状況の確認等現場パトロールを実施することがある。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 支障物件名（ ）□鉄道□電気□水道□ガス□有線□その他（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ ）□令和年月頃□別途協議 <input type="checkbox"/> 防護（ ）
工事支障物件	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 重設監督（ただし、低入れ札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督
監督の区分	<input type="checkbox"/> 一般監督	<input type="checkbox"/> 重点監督の場合【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 全ての工種に適用する。 □対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。 □使用期間及び借地条件（ ） □転用あり（ ） □兼用あり（ ） □その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし □施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議するごと。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。 ③ 工業日当たり標準作業量等を用いて算出するものとし、現場条件により標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ④ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 □その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せにより協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年7月

(主) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事などなるので明示する。明示事項に変更が生じた場合は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年7月

明示項目	明示事項	条件及び内容
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 また、受注者が希望しない場合は監督員の承諾を得て、電子納品としないことができる。
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 電子媒体の提出部数は、（ □ 2部 <input checked="" type="checkbox"/> （ 1 ）部）とする。 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和6年7月改訂）を適用
社会保険等未加入 対策	<input type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施主や発注者が加保険台帳・再下請負人の「健廉保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。 また、発注者が加保険台帳・再下請負人の「健廉保険等の加入状況」欄に提出した場合、速やかに対応すること。
法定福利費の負担	<input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費を明記した標準見積書の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を提出を下請人に働きかけること。 また、第二次下請以降についても同様に標準見積書の活用等による法定福利費負担を下請に働きかけること。 (津市HP「仕事・産業一入札・契約一工事・建設コソルタント関係一調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照)
配慮依頼事項	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用 <input type="checkbox"/> 資材、原材料の市内本店事業者からの譲り受け及び地元製品の使用 <input type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借り入れ	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。 市内本店事業者から譲り受けすること及び地元製品、地元生産品を活用することに配慮すること。 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達することに配慮すること。
特例監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 特例監理技術者の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 業務従事者等の使用者が必要となる場合は、使用者等に市民を活用するよう配慮すること。
時間外労働の上限 規制の適用	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事は、「建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者〔特定監理技術者等の配置〕）に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照）
津市公契約条例	<input checked="" type="checkbox"/> 津市公契約条例に関する特記	<p>1 受注者の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するときは、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に開する施設に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印當該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年7月

明示項目	明示事項	条件及び内容
津市公契約条例	<input checked="" type="checkbox"/> 労働環境の確保に係る誓約事項	<p>□ 津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があつた場合は、契約解除及び違約金収取について異議はありません。</p> <p>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係機関への通報、指名停止、契約解除等を告する場合に、「関係法令」といふこと。</p> <p>2 関係法令に違反し関係機関から是正勧告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p>
暴力団等の不当介入の排除等	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	<p>□ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」という。）の不当加入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務</p> <p>(1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する陸運物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力をを行うこと。</p> <p>(5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</p> <p>(6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となつたときは、発注者に契約金の延長を求めることがある。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>(1) 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対してても、指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>(1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度への加入	<p>□ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。</p> <p>1 建設業退職金共済制度に係る事務手続きへの加入</p> <p>受注者は、三重県公工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</p> <p>2 契約締結時の提出書類</p> <p>工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を、「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ボイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に電子申請専用サイトで発行される専用サイトで退職金制度がある等の理由により、掛金収納書（電子申請方式）提出すること。</p> <p>3 共済証紙購入額</p> <p>3において、「建設業退職金共済証紙購入適用除外届」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。</p> <p>4 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1.7以上を目途とすること。</p>

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せにより協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年7月

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設業従職金共済制度に係る事務手続き	5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに掛金充當金購入日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認し、「掛金充當裏締結申込書」を作成し、監督官に提出する。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他の関連書類の提出を求める場合がある。 6 建設キャリアアップシステムの活用 が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。	5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに掛金充當金購入日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認し、「掛金充當裏締結申込書」を作成し、監督官に提出する。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他の関連書類の提出を求める場合がある。 6 建設キャリアアップシステムの活用 が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。
津市工事請負の地元調整	□ 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書 1 魚旨 津市工事請負の地元調整には下記のとおり行うものとする。 ① 地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならないこと及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意書があるように譲った解釈がされ、工事実施時に支障をきたす事例が発生した。このことから、本特記仕様書において、工事説明の意図があることについて、必要な事項を定めるものである。 2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関する責任を負う。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。 3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害関係者との代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等による不正行為等 カ アからオまでに特定の者を採用するよう要求する行為 (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。	□ 本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。 1 魚旨 津市工事請負の地元調整には下記のとおり行うものとする。 ① 地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならないこと及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意書があるように譲った解釈がされ、工事実施時に支障をきたす事例が発生した。このことから、本特記仕様書において、工事説明の意図があることについて、必要な事項を定めるものである。 2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関する責任を負う。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。 3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害関係者との代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等による不正行為等 カ アからオまでに特定の者を採用するよう要求する行為 (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議するものとする。
明示事項とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	条件及びひら記入欄
津市工事請負の地元調整	5 不当要求行為等 (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等(津市事務分掌規則(平成18年1月1日規則第6号)第4条第1項第2号の2項に規定する部次長、同条第2項に規定する所長及び同条第2項第2号に規定する担当参事をいう。)に報告することとともに、所轄の警察署及び暴力団退散三重県民センターに通報を行うものとする。 また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事實を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力団退散三重県民センターへ通報をさせることとする。 (2) 受注者による地元調整において、発注者が同一とすると、受注者等が同一とされる。 (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求行為等を受けた際に、不當要求行為等を受けた場合は、受注者双方が所轄の警察署及び暴力団退散三重県民センターに通報を行って、発注者等を記録しておかなければならぬ。	□その他()
その他	□その他()	□その他()

注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受けることとなるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び表示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。